



厚生労働省 徳島労働局



ポジティブ・アクション
普及促進のためのシ
ンボルマーク「きらら」



次世代認定マーク
「くるみん」

Press Release

徳島労働局発表
平成25年9月26日

【照会先】

徳島労働局雇用均等室

室長 木村 久美子

地方短時間労働指導官 森 恵子

(電話) 088(652)2718

報道関係者各位

～ 平成25年度「均等・両立推進企業表彰」 ～

「西精工 株式会社」が徳島労働局長奨励賞 (ファミリー・フレンドリー企業部門)に決定！！

— 「平成25年度雇用均等行政推進員会議」において表彰します —

1 「均等・両立推進企業表彰」について

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいえるべき取組を推進している企業に対し、その取組を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

本年度、地域において「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいえるべき取組を推進している企業として、徳島市の西精工 株式会社（代表取締役社長 西 泰宏）が、「徳島労働局長奨励賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）」を受賞しました。

2 西精工株式会社の表彰理由(資料1) — 「社員は家族」会社ぐるみで両立支援対策の推進 —

「社員は家族」との基本理念のもと、会社全体で仕事と家庭の両立を支援。法を上回る制度整備はもとより、「両立支援窓口」が中心となり社員のニーズに応じたきめ細やかな支援、フォローアップを積極的に推進。また、休業や短時間勤務制度の利用によって生じる欠員にいつでも対応できるよう、日頃より社員の多能化教育を実践することで、両立支援の方針が社内ですべて定着し、制度を利用しやすい環境につながっています。過去3年間における女性の育児休業取得率は100%、男性はこれまで2名が育児休業を取得。休業取得後の復職率は100%。

既存の制度を運用するだけでなく、社員一人ひとりの家族にまで届くような会社の心配りを考案、実践しており、安心して仕事と育児や介護の両立ができる企業といえます。

3 平成25年度「均等・両立推進企業表彰」徳島労働局長奨励賞表彰式

「平成25年度雇用均等行政推進員会議」の席上にて表彰式を行います（資料2参照）。

「平成25年度雇用均等行政推進員会議」

日 時 : 平成25年10月3日(木) 13:30~16:00
場 所 : ホテルクレメント徳島(3階 金扇)
内 容 : ①表彰 平成25年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
②事例発表 「我が社のワーク・ライフ・バランスの取組について」
③行政説明 「平成25年度雇用均等行政の進捗状況について」
④意見交換 「ワーク・ライフ・バランスについて」

※ 取材を御希望の報道機関の方は、雇用均等室(088-652-2718)まで御連絡ください。
なお、カメラ撮り等取材については、会議①表彰式及び②事例発表についてのみ可能です。

(添付資料)

- 資料1 西精工株式会社取組内容
- 資料2 「平成25年度雇用均等行政推進員会議」開催要項
- 資料3 「均等・両立推進企業表彰」実施要領
- 資料4 徳島県内における過去の受賞企業

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」
徳島労働局長奨励賞(ファミリー・フレンドリー企業部門)

西精工株式会社取組内容



西精工株式会社

- 本社所在地: 徳島市
- 事業内容: 金属製品製造業
- 社員数 239名(うち女性 50名)



次世代認定マーク
「くるみん」

1 両立支援に関する基本方針

- ・社員は家族という基本理念のもと「両立支援対策の推進」を企業の方針と位置づけ、社内ランはもとよりホームページや外部の刊行物、会議等を通じて社内外に周知・発信している。
- ・両立支援制度の充実と男性の育児休業取得を積極的に進めるなどの目標を達成し、次世代育成支援対策推進法に基づくるみんの認定を平成21年と23年に受け、県内初のくるみんマーク2回目の取得企業となる。

2 育児・介護休業等に関する制度

- ・**育児休業**は理由を問わず**1歳6か月**まで取得が可能。
- ・**子の看護休暇**は子の人数に関わらず1年間につき**10日間**まで取得が可能。
- ・育児のための短時間勤務制度は、子が小学校就学の始期に達するまで所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が利用可能。さらに、30分単位で所定労働時間を短縮する制度も整備。
- ・介護休業は法律に規定のある対象家族以外の家族についても取得が可能。
- ・**介護休暇**は、対象家族の人数に関わらず1年間につき**10日間**まで取得が可能。

3 その他の制度

- ・半日単位で取得が可能な「**半日有給休暇制度**」を導入しており、原則は1人1か月3回まで取得を可能としているが、育児や介護が取得事由の場合は回数に制限なく利用が可能。
- ・配偶者が分娩する際の特別休暇については使用期限を設けていないため、子が何歳でも取得が可能。
- ・妊娠、出産、育児、介護等の理由により退職した社員を対象とした**再雇用制度**を導入している。
- ・年次有給休暇の計画的付与として「**リフレッシュ休暇制度**」を導入しており、年間2日間取得が可能。

4 社内環境整備

- ・「両立支援窓口」は平成20年の設置以来、妊娠、出産、育児期までの社員からの相談、育児支援制度アンケートの実施など両立支援制度の充実に向けて重要な役割を果たしている。さらに、育児休業中の社員と会社との情報交換、復帰に向けての支援、フォローアップを積極的に推進することで、全ての育児休業取得者が復職している。また職場では、育児休業中の欠員に対応するための多能化教育を実践してきた。
- ・年次有給休暇の取得率を向上させるため、社員の取得状況一覧表を作成、各所属長に配布し積極的に取得させるよう指示している。
- ・超過勤務の削減のためノー残業デーを設定しているが、実施日には社内放送を行い定時退社を呼びかけている。また、超過勤務の実施状況を部署別に作成し、業務に偏りがないか会社で確認し調整している。

